

# 奈良市公報

号外第3号

(平成30年3月規則)

平成30年6月15日発行  
発行所 奈良市役所  
発行人 奈良市長  
編集人 法務ガバナンス課長  
製作 株式会社春日

## 目次

### 規則

- 奈良市社会福祉審議会規則の一部を改正する規則……1
- 奈良市一般コミュニティ助成事業選考審査委員会規則  
……………1
- 奈良市法令審査会規則の一部を改正する規則……………2
- 奈良市営住宅条例施行規則等の一部を改正する規則…2
- 建築基準法に基づく意見の聴取に関する規則の一部を  
改正する規則……………3
- 奈良市中小企業資金融資規則の一部を改正する規則…3
- 奈良市民間保育所等選考審査委員会規則の一部を改正  
する規則……………3
- 奈良市国民健康保険規則の一部を改正する規則…………3
- 奈良市高齢者日常生活保安用具給付事業実施規則を廃  
止する規則……………4
- 奈良市公有財産規則の一部を改正する規則……………4
- 奈良市行政組織規則等の一部を改正する規則……………4
- 奈良市会計規則の一部を改正する規則……………10
- 奈良市公印規則の一部を改正する規則……………10
- 給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則……11
- 奈良市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一  
部を改正する規則……………12
- 奈良市臨時職員に関する規則及び奈良市パートタイム  
職員に関する規則の一部を改正する規則……………13
- 奈良市重度心身障害者老人等医療費助成事業実施規則  
の一部を改正する規則……………14
- 奈良市公報発行規則の一部を改正する規則……………15
- 奈良市住宅宿泊事業の実施の制限等に関する条例施行  
規則……………15

## 規則

奈良市社会福祉審議会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月30日

奈良市長 仲川元庸

### 奈良市規則第3号

奈良市社会福祉審議会規則の一部を改正する規則  
奈良市社会福祉審議会規則（平成14年奈良市規則第26号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「心身障害者福祉専門分科会」を「障害者福祉専門分科会」に、「知的障害者及び身体障害

者」を「身体障害者、知的障害者及び精神障害者」に改め、同条第2項中「心身障害者福祉専門分科会」を「障害者福祉専門分科会」に改める。

第3条第1項及び第2項中「心身障害者福祉専門分科会」を「障害者福祉専門分科会」に改める。

### 附則

この規則は、公布の日から施行する。

(平成30年3月30日揭示済)

奈良市一般コミュニティ助成事業選考審査委員会規則をここに公布する。

平成30年3月30日

奈良市長 仲川元庸

### 奈良市規則第4号

奈良市一般コミュニティ助成事業選考審査委員会規則

### (目的)

第1条 この規則は、奈良市附属機関設置条例（平成27年奈良市条例第1号）第3条及び奈良市報酬及び費用弁償に関する条例（昭和27年奈良市条例第30号）第5条の規定により、奈良市一般コミュニティ助成事業選考審査委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営について必要な事項を定めることを目的とする。

### (所掌事務)

第2条 委員会は、一般財団法人自治総合センターが実施するコミュニティ助成事業のうち、一般コミュニティ助成事業として申請する事業（以下「助成申請事業」という。）に関する次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 応募団体から提出された関係書類及び応募団体からの提案の審査及び選考に関すること。
- (2) 審査結果及び選考理由書の作成に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、助成申請事業の審査及び選考に関し必要な事項に関すること。

### (組織)

第3条 委員会は、委員4人をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 市の職員
- (3) その他市長が適当と認める者

### (任期)

第4条 委員の任期は、委嘱又は任命の日から3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選によりこれを定める。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

(会議)

第6条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、委員長が議長となる。ただし、委員長が互選される前に招集する会議は、市長が招集する。

2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第7条 委員長は、必要があると認める場合は、関係者に会議への出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(報告)

第8条 委員会は、審査終了後、その結果を市長に報告するものとする。

(報酬)

第9条 委員の報酬の額は、日額10,000円とする。

(費用弁償)

第10条 委員の費用弁償の額は、職員等の旅費に関する条例(昭和27年奈良市条例第3号)別表第3項に掲げる職員の旅費相当額とする。

(庶務)

第11条 委員会の庶務は、地域活動推進課において処理する。

(委任)

第12条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

(平成30年3月30日揭示済)

奈良市法令審査会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月30日

奈良市長 仲川元庸

**奈良市規則第5号**

奈良市法令審査会規則の一部を改正する規則

奈良市法令審査会規則(平成27年奈良市規則第22号)の一部を次のように改正する。

第1条を次のように改める。

(設置)

第1条 条例及び重要な規則等の制定改廃その他法令に関する重要な事案を審査するため、奈良市法令審査会(以下「審査会」という。)を置く。

第2条第4項中「弁護士その他法令に関する専門的知識を有する者の中から市長が委嘱した者(以下「外部委員」という。)2人以内及び」を削り、同項に次の1号を加え

る。

(4) 法令に関し高度の専門的知識経験又は優れた識見を有する職員で、委員として適当なもの

第2条第5項を次のように改める。

5 前各項に定める者のほか、委員長は、専門的知識経験を有する者を審査会に出席させ、意見を聴くことができる。

第4条を次のように改める。

(審査)

第4条 審査会の審査は、委員長が会議を招集して行う。ただし、委員長が、審査会の審査に付すべき事案につき、審査会の会議を招集する時間的余裕がないと認めるとき、又は審査会の会議に付する必要があると認めるときは、持ち回りによる審査をすることができる。

第5条中「及び関係課長」を「関係課長その他の職員」に改める。

第6条及び第7条を削り、第8条を第6条とし、第9条を第7条とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(平成30年3月30日揭示済)

奈良市営住宅条例施行規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月30日

奈良市長 仲川元庸

**奈良市規則第6号**

奈良市営住宅条例施行規則等の一部を改正する規則(奈良市営住宅条例施行規則の一部改正)

第1条 奈良市営住宅条例施行規則(昭和61年奈良市規則第14号)の一部を次のように改正する。

第7条の2の次に次の1条を加える。

(収入申告及び報告の請求に応じることが困難な者の収入把握)

第7条の3 条例第17条第5項の規則で定める方法は、入居者の雇主、取引先その他の関係人に報告を求める方法又は官公署に必要な書類を閲覧させ、若しくはその内容を記録させることを求める方法とする。

第8条第1項中「第17条第6項(条例第28条第2項)」を「第17条第7項(条例第28条第3項)」に改める。

第11条の2第2項中「第17条第6項」を「第17条第7項」に改める。

(奈良市改良住宅条例施行規則の一部改正)

第2条 奈良市改良住宅条例施行規則(昭和47年奈良市規則第64号)の一部を次のように改正する。

第2条中「第17条第3項」の次に「若しくは第5項」を、「第28条第1項」の次に「若しくは第2項」を加え、「第17条第6項(第28条第2項)」を「第17条第7項(第28条第3項)」に改める。

(奈良市コミュニティ住宅条例施行規則の一部改正)

第3条 奈良市コミュニティ住宅条例施行規則(平成4年

奈良市規則第49号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「第17条第3項」の次に「若しくは第5項」を、「第28条第1項」の次に「若しくは第2項」を加え、「第17条第6項(第28条第2項)」を「第17条第7項(第28条第3項)」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

(平成30年3月30日揭示済)

建築基準法に基づく意見の聴取に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月30日

奈良市長 仲川元庸

#### 奈良市規則第7号

建築基準法に基づく意見の聴取に関する規則の一部を改正する規則

建築基準法に基づく意見の聴取に関する規則(昭和49年奈良市規則第8号)の一部を次のように改正する。

第3条中「第48条第14項」を「第48条第15項」に改める。

附則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

(平成30年3月30日揭示済)

奈良市中小企業資金融資規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月30日

奈良市長 仲川元庸

#### 奈良市規則第8号

奈良市中小企業資金融資規則の一部を改正する規則  
奈良市中小企業資金融資規則(昭和39年奈良市規則第15号)の一部を次のように改正する。

第5条第4項第1号中「又は支援創業関連保証制度」を削る。

第6条第1号カ中「(支援創業関連保証にあつては、1,500万円以内)」を削る。

附則

(施行期日)

1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の奈良市中小企業資金融資規則の規定は、この規則の施行の日以後の申請に係る融資から適用する。

(平成30年3月30日揭示済)

奈良市民間保育所等選考審査委員会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月30日

奈良市長 仲川元庸

#### 奈良市規則第9号

奈良市民間保育所等選考審査委員会規則の一部を改正する規則

奈良市民間保育所等選考審査委員会規則(平成27年奈良市規則第29号)の一部を次のように改正する。

第2条の見出しを「(所掌事務)」に改め、同条中「この規則において「民間保育所等」とは」を「委員会は」に改め、「病児保育事業」の次に「(以下「病児保育事業」という。)」を加え、「をいう」を「の設置・運営の主体となる民間事業者の審査及び選考に関する事項を所掌する」に改める。

第3条に次の2項を加える。

3 特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、委員会に臨時委員若干人を置くことができる。

4 臨時委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

(1) 医師

(2) 病児保育事業の専門知識を有する者

(3) その他市長が適当と認める者

第4条第1項中「1年」を「2年」に改め、同条に次の1項を加える。

3 臨時委員の任期は、当該特別の事項に関する調査審議が終了するまでとする。

第11条を第12条とし、第10条を第11条とする。

第9条中「委員」を「委員等」に改め、同条を第10条とする。

第8条中「委員」を「委員等」に改め、同条を第9条とする。

第7条中「委員会」の次に「又は部会」を加え、同条を第8条とする。

第6条の次に次の1項を加える。

(部会)

第7条 委員会に、病児保育事業に関する事項を審査させるため、部会を置く。

2 部会は、委員及び臨時委員(以下「委員等」という。)5人以内をもって組織する。

3 部会に属する委員等は、委員長が指名する。

4 部会に部会長を置き、部会に属する委員等の互選により定める。

5 部会長に事故があるときは、部会に属する委員等のうちからあらかじめ部会長が指名する委員等がその職務を代理する。

6 委員会は、部会の決議をもって委員会の決議とすることができる。

7 前条の規定は、部会の会議について準用する。この場合において、同条中「委員会」とあるのは「部会」と、「委員長」とあるのは「部会長」と、「委員」とあるのは「部会に属する委員等」と読み替えるものとする。

附則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

(平成30年3月30日揭示済)

奈良市国民健康保険規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月30日

奈良市長 仲川元庸

**奈良市規則第10号**

奈良市国民健康保険規則の一部を改正する規則  
奈良市国民健康保険規則（昭和34年奈良市規則第11号）の一部を次のように改正する。

第2条中「第11条第1項」を「第11条第2項」に、「奈良市国民健康保険運営協議会」を「市町村の国民健康保険事業の運営に関する協議会」に改める。

附則

（施行期日）

1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際、現に奈良市国民健康保険運営協議会の委員である者は、この規則による改正後の奈良市国民健康保険規則第2条の規定により、市町村の国民健康保険事業の運営に関する協議会の委員として委嘱されたものとみなす。この場合において、当該委員の任期は、奈良市国民健康保険運営協議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

（平成30年3月30日揭示済）

奈良市高齢者日常生活保安用具給付事業実施規則を廃止する規則をここに公布する。

平成30年3月30日

奈良市長 仲川元庸

**奈良市規則第11号**

奈良市高齢者日常生活保安用具給付事業実施規則を廃止する規則

奈良市高齢者日常生活保安用具給付事業実施規則（平成30年奈良市規則第36号）は、廃止する。

附則

（施行期日）

1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の日前に、この規則による廃止前の奈良市高齢者日常生活保安用具給付事業実施規則（以下「旧規則」という。）第3条第1項の規定に基づきなされた申込みに係る用具の給付については、旧規則の規定は、なおその効力を有する。

（平成30年3月30日揭示済）

奈良市公有財産規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月30日

奈良市長 仲川元庸

**奈良市規則第12号**

奈良市公有財産規則の一部を改正する規則

奈良市公有財産規則（昭和49年奈良市規則第29号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「公室及び」を削る。

第29条の2第1項中「各号の一」を「各号のいずれか」に改め、同項中第3号を第5号とし、第2号の次に次の2号を加える。

(3) 貸付けの場合において、借受申請者が過去3年以内に更新を受けようとする普通財産の貸付料を滞納していないとき。

(4) 貸付期間が1箇月に満たないとき。

第29条の2第2項第1号中「引続き」を「引き続き」に改める。

附則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

（平成30年3月30日揭示済）

奈良市行政組織規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月30日

奈良市長 仲川元庸

**奈良市規則第13号**

奈良市行政組織規則等の一部を改正する規則  
（奈良市行政組織規則の一部改正）

第1条 奈良市行政組織規則（平成14年奈良市規則第43号）の一部を次のように改正する。

第2条の表総合政策部の部中

秘書課	
広報戦略課	
総合政策課	
行政経営課	
奈良ブランド推進課	東部振興係 攻める農業係 定住促進係

を

秘書課	総務係 秘書係
広報戦略課	広報係 シティプロモーション係
総合政策課	政策推進係 企画政策係 まちづくり構想係
行政経営課	改革推進係 組織開発係

に

改め、同表総務部の部人事課の項中「人事係 人材育成係 給与係 職員厚生係」を「人事係 臨時職員係 人材育成係 給与厚生係」に改め、同表法務ガバナンス課の項中「法制係」を「法制係 指導監査係」に改め、同表財務部の部資産経営課の項中「FM推進係」を「FM推進係 庁舎耐震化推進係」に改め、同表市民生活部の部住宅課の項中「企画調整係 住宅政策係 管理係 収納係」を「住宅総務係 住宅政策係 管理係」に改め、同表福祉部の部中

福祉政策課	企画政策係 地域包括ケア推進係
地域福祉課	総務管理係 指導監査係 臨時給付金係

を

福祉政策課	企画政策係 地域包括ケア推進係 地域福祉推進係
-------	-------------------------

に

改め、同部障がい福祉課の項中「療育係」を「療育係事業所係」に改め、同部長寿福祉課の項中「長寿係」を「総務係 長寿係」に改め、同表子ども未来部の部中

子ども政策課	
--------	--

を

子ども政策課	企画政策係 幼保連携推進係
--------	---------------

に

改め、同表観光経済部の部中

観光戦略課	企画係 交流係 リニア推進係
観光振興課	振興係 資源開発係

を

観光戦略課	総務交流係 企画係 振興係
-------	---------------

に、

産業振興課	産業振興係 創業支援係 女性キャリア支援係
農林課	農政係 農林経営係 耕地係

を

産業政策課	総務係 創業支援係 キャリア支援係
農林課	ブランド推進係 農林経営係 耕地係

に

改め、同表建設部の部中

営繕課	企画調整係 公共施設係 設備係
耐震・教育施設整備室	教育施設係 施設耐震係

を

営繕課	企画調整係 公共施設係 設備係 耐震・教育施設係
-----	--------------------------

に

改め、同表会計契約部の部中

契約課	契約係 指導監察係
技術監理課	

を

契約課	契約係 指導監察係 技術監理係
-----	-----------------

に

改める。

第3条から第6条までを次のように改める。

(秘書課の事務)

第3条 秘書課の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。

総務係

- (1) 全国市長会その他都市関係会議に関すること。
- (2) 渉外及び交際に関すること。
- (3) 庁議に関すること。
- (4) 部及び課の庶務に関すること。

秘書係

- (1) 市長及び副市長の秘書に関すること。  
(広報戦略課の事務)

第4条 広報戦略課の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。

広報係

- (1) 市制一般の普及及び啓発に関すること。
- (2) 広報業務の総合企画及び資料の収集に関すること。
- (3) しみんだよりその他広報刊行物の編集及び発行に関すること。
- (4) 広報板等の管理に関すること。
- (5) 庁内広報に関すること。
- (6) 褒賞及び表彰に関すること。
- (7) 課の庶務に関すること。

シティプロモーション係

- (1) 市ホームページの運用に関すること。
- (2) 記者発表及び報道機関その他出版社への資料提供に関すること。
- (3) 報道機関との連絡調整に関すること。
- (4) シティプロモーションに関すること。  
(総合政策課の事務)

第5条 総合政策課の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。

政策推進係

- (1) 総合計画に関すること。
- (2) 市議会の招集その他市議会との連絡及び執行機関との連絡に関すること。
- (3) 新市建設計画に関すること。
- (4) 中核市市長会に関すること。
- (5) 地方分権に関すること。
- (6) 課の庶務に関すること。

企画政策係

- (1) 市長特命事項及び重要施策の調査研究、企画及び推進に関すること。
- (2) 政策の調整に関すること。
- (3) まち・ひと・しごと創生総合戦略に関すること。
- (4) 世論調査に関すること。

まちづくり構想係

- (1) まちづくり包括協定に係る事業の企画及び調整に関すること(他課の主管に属するものを除く)。  
(行政経営課の事務)

第6条 行政経営課の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。

改革推進係

- (1) 行財政改革に関すること。

- (2) 広告事業の統轄に関する事。
- (3) 奈良市総合財団に関する事。
- (4) 外郭団体との連絡調整に関する事。
- (5) 公営企業部門との連絡調整に関する事。
- (6) 施策評価に関する事。
- (7) 課の庶務に関する事。

組織開発係

- (1) 行財政改革に関する事。
- (2) 事務改善の企画、指導その他事務能率に関する事。
- (3) 組織管理及び事務分掌に関する事。
- (4) 包括外部監査に関する事。
- (5) 指定管理者制度の総括に関する事。
- (6) 施策評価に関する事。

2 前項に規定する改革推進係及び組織開発係に共通する事務の範囲等については、行政経営課長が定める。第7条を削り、第7条の2を第7条とする。第9条人事係の部分の次に次のように加える。

臨時職員係

- (1) 臨時職員等の制度及び任用等に関する企画、調査及び調整に関する事。
- 第9条給与係の部分中「給与係」を「給与厚生係」に改め、同部分に次の6号を加える。
- (4) 職員の福利及び厚生に関する事。
  - (5) 互助会及び市町村職員共済組合に関する事。
  - (6) 職員の児童手当に関する事。
  - (7) 職員の健康管理に関する事。
  - (8) 職員の労働安全衛生に関する事。
  - (9) 職員の公務災害補償に関する事。

第9条職員厚生係の部分削る。

第10条に次のように加える。

指導監査係

- (1) 社会福祉法人、社会福祉施設等の指導監査に関する事。
- (2) 障害福祉サービス事業者、障害者支援施設及び相談支援事業者の実地指導等に関する事。
- (3) 特定相談支援事業者及び障害児相談支援事業者の実地指導等に関する事。
- (4) 養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの実地指導等に関する事。
- (5) 介護老人保健施設の実地指導等に関する事。
- (6) 有料老人ホームの実地指導等に関する事。
- (7) 指定介護老人福祉施設、指定介護療養型医療施設、指定居宅サービス事業者及び指定居宅介護支援事業者の実地指導等に関する事。
- (8) 指定介護予防サービス事業者及び介護予防支援事業者の実地指導等に関する事。
- (9) 指定地域密着型サービス事業者及び地域密着型介護予防サービス事業者の実地指導等に関する事。
- (10) 営利法人が運営する介護サービス事業所の実地

指導等に関する事。

- (11) 民間保育所の指導監査に関する事。
- (12) 認可外保育所の指導及び立入検査に関する事。
- (13) 介護サービス事業者の業務管理体制の整備に係る一般検査及び特別検査に関する事。

第14条財務分析係の部分中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

- (5) 財務書類の作成に関する事。

第14条の2管理係の部分中第13号を削り、第14号を第13号とし、同条に次のように加える。

庁舎耐震化推進係

- (1) 本庁舎の耐震化整備に関する事。

第18条滞納整理第一係の部分の第6号を削り、同条債権管理係の部分中第7号を第11号とし、第6号を第7号とし、同号の次に次の3号を加える。

- (8) 市税の滞納処分に関する事。
- (9) 市税の納税の猶予に関する事。
- (10) 市税の滞納処分の停止及び不納欠損に関する事。

第18条債権管理係の部分の第5号の次に次の第1号を加える。

- (6) 市税の収納に関する事。

第24条企画調整係の部分中「企画調整係」を「住宅総務係」に改め、同条管理係の部分に次の4号を加える。

- (4) 住宅使用料等の徴収に関する事。
- (5) 住宅使用料等に係る未収債権の管理に関する事。
- (6) 住宅使用料等に係る滞納整理に関する事。
- (7) 住宅使用料等の滞納及び不正入居等に係る明渡し請求に関する事。

第24条収納係の部分削る。

第27条振興係の部分の第5号中「企画立案」の次に「及び推進」を加え、同部分の第6号を削る。

第30条企画政策係の部分中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号を第3号とし、同号の次に次の1号を加える。

- (4) 社会福祉法人の設立認可等に関する事。

第30条地域包括ケア推進係の部分中第4号を削り、第5号を第4号とし、同部分に次の3号を加える。

- (5) 生活支援体制整備事業に関する事。
- (6) 在宅医療・介護の連携支援に関する事。
- (7) 地域ケア会議に関する事。

第30条に次のように加える。

地域福祉推進係

- (1) 地域福祉計画の推進に関する事。
- (2) 民生・児童委員に関する事。
- (3) 社会福祉協議会に関する事。
- (4) 災害救助に関する事。
- (5) 権利擁護に関する事（他課の主管に属するものを除く。）。

第30条の2を削る。

第31条企画管理係の部分中第5号を削り、第6号を第5号とし、第7号を第6号とし、同条自立支援給付係の部分の第4号及び第5号を次のように改める。

- (4) 介護給付費等の支給に関する事。
- (5) 地域生活支援事業（移動支援事業及び日中一時支援事業に限る。）に関する事。

第31条自立支援給付係の部分の第6号を削り、同条生活支援係の部分の第1号中「日常生活用具給付事業」を「移動支援事業、日中一時支援事業、日常生活用具給付事業」に改め、同部分の第3号中「障がい者」を「障害者」に改め、同条に次のように加える。

事業所係

- (1) 障害福祉サービス事業者、障害者支援施設及び相談支援事業者の指定に関する事。
- (2) 特定相談支援事業者及び障害児相談支援事業者の指定に関する事。
- (3) 地域生活支援事業の事業者の指定に関する事。
- (4) 障害福祉施設の整備に関する事。
- (5) 事業者の業務管理体制に関する事。

第34条長寿係の部分の前に次のように加える。

総務係

- (1) 戦傷病者戦没者遺族等援護法（昭和27年法律第127号）による援護に関する事。
- (2) 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）による更生医療の給付及び補装具の支給に関する事。
- (3) 軍人恩給に関する事。
- (4) 引揚者給付金等支給法（昭和32年法律第109号）に関する事。
- (5) 未帰還者留守家族等援護法（昭和28年法律第161号）に関する事。
- (6) 関係諸団体の指導育成及び連絡調整に関する事。
- (7) 中国残留邦人等の生活支援に関する事（保護第一課及び保護第二課の所管に属するものを除く。）。
- (8) 慰霊塔公園に関する事。
- (9) 月ヶ瀬福祉センター及び都祁福祉センターに関する事。
- (10) 課の庶務に関する事。

第34条中長寿係の部分の第7号を削る。

第35条を次のように改める。

（子ども政策課の事務）

第35条 子ども政策課の分掌事務は、おおむね次のとおりとする。

企画政策係

- (1) 子ども・子育て支援推進本部に関する事。
- (2) 少子化対策施策の企画及び調整に関する事。
- (3) 社会福祉審議会児童福祉専門分科会に関する事。
- (4) 子ども・子育て会議に関する事。

- (5) 子ども・子育て支援事業計画に関する事。
- (6) 子ども・子育て支援新制度に係る調整に関する事（他課の主管に属するものを除く。）。
- (7) 部及び課の庶務に関する事。

幼保連携推進係

- (1) 市立こども園、市立幼稚園及び市立保育所（以下「市立こども園等」という。）の適正配置に関する事。
- (2) 市立こども園等の統合・再編の推進に関する事。
- (3) 市立こども園等の設置及び廃止の手續に関する事。
- (4) 市立こども園の設置に係る総合調整に関する事。
- (5) 待機児童対策に関する事（他課の主管に属するものを除く。）。

第35条の2経理係の部分の第2号中「（施設及び設備に関する事を除く。）」を削り、同部分中第5号を削り、第6号を第5号とし、第7号を第6号とし、同条施設管理係の部分の第4号を削り、同条保育・教育指導係の部分の第4号中「臨時保育士」を「臨時保育教育士」に改め、同部分の第11号中「及び研修」を削る。

第36条育成係の部分中第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号から第9号までを1号ずつ繰り上げる。

第36条の2第1項子育て係の部分に次の4号を加える。

- (4) 子育て短期支援事業に関する事。
- (5) 子ども家庭相談（要保護児童に係るものを除く。）に関する事。
- (6) 助産の実施に関する事。
- (7) 母子保護の実施に関する事。

第36条の2第2項第1号中「被虐待児童対策地域協議会」を「要保護児童対策地域協議会」に改め、同項第2号中「家庭児童相談」を「子ども家庭相談（子育て係の主管に属するものを除く。）」に改め、同項第3号及び第4号を削る。

第43条企画係の部分の前に次のように加える。

総務交流係

- (1) 国内外友好・姉妹都市及び他の国外の都市との交流に関する事（他課の主管に属するものを除く。）。
- (2) 国際交流団体の育成及び連絡調整に関する事。
- (3) 国際交流協会に関する事。
- (4) 観光行政に係る国際機関との連絡調整に関する事。
- (5) 部及び課の庶務に関する事。

第43条企画係の部分の第3号中「観光客誘致」を「観光」に改め、同部分に次の1号を加える。

- (6) リニア中央新幹線の建設の促進及び中間駅の誘致に関する事。

第43条中交流係及びリニア推進係の部分の部分を削り、同条に次のように加える。

振興係

- (1) 観光資源の保全に関する事。
- (2) 観光客誘致に関する事。
- (3) 観光関係諸団体に関する事。
- (4) 観光資源の開発、企画及び立案に関する事。
- (5) 観光施設の総合計画及び整備に関する事。
- (6) 観光施設の設置、廃止、管理及び運営に関する事（奈良町にぎわい課の主管に属するものを除く。）。

第44条を削り、第44条の2を第44条とする。

第45条（見出しを含む。）中「産業振興課」を「産業政策課」に改め、同条産業振興係の部分中「産業振興係」を「総務係」に改め、第11号を第12号とし、第3号から第10号までを1号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の1号を加える。

- (3) 中心市街地の活性化に関する事。

第45条創業支援係の部分中第6号を削り、第7号を第6号とし、第8号を削り、第9号を第7号とし、第10号を第8号とし、第11号を第9号とし、第12号を削り、同条女性キャリア支援係の部分中「女性キャリア支援係」を「キャリア支援係」に改め、同部分の第1号中「女性の」を削り、同部分の第2号中「における女性の活躍推進」を「の整備」に改め、「(他課の所管に属するものを除く。）」を削り、同部分に次の1号を加える。

- (3) 障害者就労支援に関する事。

第46条（見出しを含む。）中「農林課」を「農政課」に改め、同条農政係の部分中「農政係」を「ブランド推進係」に改め、第5号を削り、第7号を第9号とし、第6号を第5号とし、同号の次に次の3号を加える。

- (6) 農林産物のブランド化の促進に関する事。
- (7) 農林産物の商品開発及び流通促進に関する事。
- (8) 農商工連携、6次産業化及び地産地消に関する事。

第46条農林経営係の部分中第9号を削り、第10号を第9号とし、同条耕地係の部分に次の1号を加える。

- (10) 都市計画法（昭和43年法律第100号）に伴う開発協議に関する事。

第61条第1項に次のように加える。

耐震・教育施設係

- (1) 建築物の耐震化工事等の企画、調査及び設計に関する事。
- (2) 建築物の耐震化工事等の現場監督及び検査に関する事。
- (3) 教育施設建築物及び附帯施設の建設工事の計画及び設計に関する事。
- (4) 教育施設建築物及び附帯施設の建設工事の現場監督及び検査に関する事。
- (5) 教育施設建築物及び附帯施設の災害等調査に関する事。

第61条第2項を削る。

第63条に次のように加える。

技術監理係

- (1) 建設工事の検査の総括に関する事。
- (2) 建設工事施工体制点検特別立入調査に関する事。
- (3) 国土交通省補助対象土木工事に関する会計検査の連絡調整に関する事。
- (4) 総合評価落札方式に関する事。
- (5) 建設工事低入札価格調査制度に関する事。
- (6) 建設工事の設計、積算業務等の制度整備の総括に関する事。
- (7) 積算室の管理に関する事。
- (8) 建設工事のコスト縮減対策に関する事。

第64条を次のように改める。

第64条 削除

第69条の表福祉部の部中

地域福祉課	慰霊塔公園 月ヶ瀬福祉センター 都祁福祉センター	を
障がい福祉課		

障がい福祉課	総合福祉センター	に、
--------	----------	----

長寿福祉課	老人福祉センター 老人憩の家 老人軽作業場	を
-------	-----------------------------	---

長寿福祉課	慰霊塔公園 月ヶ瀬福祉センター 都祁福祉センター 老人福祉センター 老人憩の家 老人軽作業場	に
-------	---	---

改め、同表観光経済部の部中

観光戦略課	グリーンホール	を
観光振興課	柳生の里観光施設 針テラス情報館	

観光戦略課	柳生の里観光施設 針テラス情報館	に
-------	---------------------	---

改め、同部産業振興課の項中「産業振興課」を「産業政策課」に改める。

（奈良市役所出張所事務分掌規則の一部改正）

第2条 奈良市役所出張所事務分掌規則（昭和44年奈良市規則第47号）の一部を次のように改正する。

第2条の2を次のように改める。

（東部出張所の分掌事務）

第2条の2 東部出張所に次の係を設置する。

住民係 振興係

2 東部出張所の分掌事務は、おおむね次のとおりとす

る。

住民係

- (1) 統計法の規定に基づく各種統計及び調査に関すること。
- (2) 戸籍法等に基づく謄抄本等、住民票の写しその他証明書等及び印鑑登録証明書の請求等の受理、作成、交付及び送付に関すること。
- (3) 戸籍法等に基づく各種届出等に関すること。
- (4) 戸籍簿、住民基本台帳その他の諸帳簿の調整及び管理に関すること。
- (5) 戸籍法等に基づく職権による事務処理に関すること。
- (6) 破産者等に係る照会回答に関すること。
- (7) 住民基本台帳の閲覧に関すること。
- (8) 住民の実態調査に関すること。
- (9) 民刑事務に関すること。
- (10) 住民票の写し等の第三者交付本人通知制度及び住民票の写し等の交付等におけるDV、ストーカー行為等の被害者保護のための措置に関すること。
- (11) 印鑑の登録に関すること。
- (12) 埋火葬の許可に関すること。
- (13) 地籍図の保管および閲覧に関すること。
- (14) 国民健康保険被保険者証の交付及び返還に関すること（更新を除く。）。
- (15) 国民健康保険の保険給付に関する申請の受付に関すること。
- (16) 妊娠届及び死産届並びに母子健康手帳に関すること。
- (17) 使用料及び手数料の収納に関すること。
- (18) 市税、国民健康保険料、介護保険料及び後期高齢者医療保険料の収納並びに証明に関すること。
- (19) 国民年金の資格の取得、喪失等の手続に関すること。
- (20) ななまるカードの申請受付に関すること。
- (21) 医療費助成金交付請求等の受付に関すること。
- (22) 児童手当に関する申請等の受付に関すること。
- (23) 住所変更に伴う諸手続に関すること。
- (24) 後期高齢者医療制度に関する申請等の受付に関すること。
- (25) 福祉医療に関する申請等の受付に関すること。
- (26) 介護保険に関する申請等の受付に関すること。
- (27) 生活保護に係る医療扶助に関すること。
- (28) 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律に基づく事務処理に関すること。
- (29) 社会保障・税番号制度に係る個人番号の通知及び個人番号カードの交付に関すること。
- (30) 自治会等各種団体との連絡調整に関すること。
- (31) 所管区域に係る地域ミーティングに関すること。
- (32) 地域住民による協議組織に関すること。
- (33) 市民への通知及び連絡に関すること。

- (34) 自衛官募集に関すること。
- (35) その他市長から特に命じられたこと。
- (36) 所の庶務に関すること。

振興係

- (1) 地域イベントその他地域の振興に関すること。
- (2) 東部振興の企画及び推進に関すること。
- (3) 東部振興に係る関係課との連絡調整に関すること。
- (4) 地域おこし協力隊の統括に関すること。

(奈良市保健所組織規則の一部改正)

第3条 奈良市保健所組織規則（平成14年奈良市規則第44号）の一部を次のように改正する。

第5条生活衛生係の部分中第17条を第18条とし、第4号から第16号までを1号ずつ繰り下げ、第3号の次に次の1号を加える。

- (4) 住宅宿泊事業の届出に関すること。

第7条検診推進係の部分に次の1号を加える。

- (2) 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）による肝炎ウイルス検査の実施に関すること。

第7条母子保健係の部分の第6号中「成人保健、特定保健指導」を「母子の健康支援」に改め、同条成人保健係の部分の第7号中「及び調整」を「調整及び実施」に改め、同部分中第8号を削り、第9号を第8号とし、第10号を削り、第11号を第9号とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。  
(奈良市巨樹保存等審議会規則の一部改正)
- 2 奈良市巨樹保存等審議会規則（平成14年奈良市規則第121号）の一部を次のように改正する。  
第6条中「農林課」を「農政課」に改める。  
(奈良市緑花推進会議設置規則の一部改正)
- 3 奈良市緑花推進会議設置規則（昭和48年奈良市規則第36号）の一部を次のように改正する。  
別表観光経済部の項中「観光振興課長」を「観光戦略課長」に、「産業振興課長」を「産業政策課長」に、「農林課長」を「農政課長」に改め、同表会計契約部の項中「技術監理課長」を「契約課長」に改める。  
(奈良市建設工事総合評価審査委員会規則の一部改正)
- 4 奈良市建設工事総合評価審査委員会規則（平成27年奈良市規則第43号）の一部を次のように改正する。  
第11条中「技術監理課」を「契約課」に改める。  
(奈良市職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部改正)
- 5 奈良市職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則（平成18年奈良市規則第44号）の一部を次のように改正する。  
第7条第1項中「農林課」を「農政課」に改める。  
(奈良市職員被服貸与規則の一部改正)
- 6 奈良市職員被服貸与規則（昭和42年奈良市規則第36号）の一部を次のように改正する。

別表第1の3の2の部中「農林課、技術監理課」を「農政課、契約課技術監理係」に改める。

(奈良市庁舎管理規則の一部改正)

7 奈良市庁舎管理規則(昭和42年奈良市規則第18号)の一部を次のように改正する。

別表展示ホールの項中「観光振興課長」を「観光戦略課長」に改め、同表消費生活センターの項中「産業振興課長」を「産業政策課長」に改める。

(奈良市消防局の組織に関する規則の一部改正)

8 奈良市消防局の組織に関する規則(昭和58年奈良市規則第42号)の一部を次のように改正する。

「 予防課  
情報救急室 を  
救急課  
指令課 」

「 予防課  
救急課 に改める。  
指令課 」

(平成30年3月30日揭示済)

「生業資金貸付回収金の収納」を 「1 生業資金貸付回収金の収納  
2 所管に係る事業収入の収納」 に改め、同表地域福祉課の項を次のように改める。

福祉政策課	地域福祉推進係 長及び係員	1 所管に係る実費徴収金の収納 2 災害援護資金貸付回収金の収納
-------	------------------	-------------------------------------

別表第1観光戦略課の項の次に次のように加える。

奈良町にぎわい課	課長を除く課員	所管に係る実費徴収金の収納
----------	---------	---------------

別表第1産業振興課の項中「産業振興課」を「産業政策課」に、「課長補佐、産業振興係長及び係員」を「課長補佐、総務係長及び係員」に改め、同表農林課の項中「農林課」を「農政課」に、「農政係長及び係員」を「ブランド推進係長及び係員」に改める。

別表第2奈良ブランド推進課長の項を削り、同表人権政策課長の項中

「生業資金貸付回収金の収納」を 「1 生業資金貸付回収金の収納  
2 所管に係る事業収入の収納」 に改め、同表地域福祉課長の項を次のように改める。

福祉政策課長	1 所管に係る災害救助金の収納 2 災害援護資金貸付回収金の収納
--------	-------------------------------------

別表第2観光戦略課長の項の次に次のように加える。

奈良町にぎわい課長	所管に係る実費徴収金の収納
-----------	---------------

別表第2産業振興課長の項中「産業振興課長」を「産業政策課長」に改め、同表農林課長の項中「農林課長」を「農政課長」に改める。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。  
(平成30年3月30日揭示済)

奈良市公印規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成30年3月30日

奈良市長 仲川 元 庸

奈良市規則第15号

奈良市会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成30年3月30日

奈良市長 仲川 元 庸

奈良市規則第14号

奈良市会計規則の一部を改正する規則

奈良市会計規則(昭和40年奈良市規則第1号)の一部を次のように改正する。

第22条の3第1項中「第56条第4項」を「第56条第3項」に改める。

第23条第1項第2号イ(オ)中「精神障害者通院医療費」の次に「、精神障害者医療費」を加える。

第47条第1項第1号イを次のように改める。

イ 令第167条の2第1項第2号又は第5号から第9号までの規定のいずれかに該当し、随意契約により物品の購入をする場合

第47条第1項第1号ウを削る。

別表第1奈良ブランド推進課の項を削り、同表人権政策課の項中

「1 生業資金貸付回収金の収納  
2 所管に係る事業収入の収納」 に改め、同表地域福祉課の項を次のように改める。

奈良市公印規則の一部を改正する規則

奈良市公印規則(昭和25年奈良市規則第12号)の一部を次のように改正する。

別表医療扶助事務専用市長印の項を次のように改める。

生活保護 債権事務 専用市長 印	11の12	てん 書	方24	保護 第一 課	生活保護 債権事務 用	1
---------------------------	-------	---------	-----	---------------	-------------------	---

別表ひな形の11の12を次のように改める。



月1日前に55歳に達したものであって、これらの規定による給料を支給されるものをいう。

(2) 施行日 奈良市一般職の職員の給与に関する条例及び奈良市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例（平成30年奈良市条例第7号。以下「平成30年改正条例」という。）の施行の日をいう。

(3) 改正後の給与条例 平成30年改正条例第1条の規定（奈良市一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年奈良市条例第21号。以下「給与条例」という。）第25条第2項及び附則第21項の改正規定を除く。）による改正後の奈良市一般職の職員の給与に関する条例をいう。

(4) 改正前の給与条例 平成30年改正条例第1条の規定による改正前の奈良市一般職の職員の給与に関する条例をいう。

（経過措置額支給特定職員に対する給与の支給の特例）

4 経過措置額支給特定職員に対する平成29年4月1日から施行日の前日の属する月の末日までの間に係る次の各号に掲げる給与の支給に当たっては、この附則の規定（第6項の規定を除く。）の適用がないものとした場合に改正後の給与条例の規定（平成26年改正条例附則第7項から第9項までの規定又は平成29年改正条例附則第9項、第11項若しくは第12項の規定を含む。次項において同じ。）により支給されるべき額が、改正前の給与条例の規定（平成26年改正条例附則第7項から第9項までの規定又は平成29年改正条例附則第9項、第11項若しくは第12項の規定を含む。以下この項及び次項において同じ。）により支給されるべき額に達しない場合は、改正前の給与条例の規定により支給されるべき額に相当する額をもってそれぞれ次の各号に掲げる給与の額とする。

- (1) 給料
- (2) 地域手当
- (3) 時間外勤務手当
- (4) 休日勤務手当
- (5) 夜間勤務手当
- (6) 期末手当
- (7) 勤勉手当

5 経過措置額支給特定職員に対する平成29年4月1日から施行日の前日の属する月の末日までの間に係る給与条例第10条その他の条例等の規定による給与の減額（市長が定めるものに限る。第8項において「第10条等減額」という。）に当たっては、この附則の規定（次項の規定を除く。）の適用がないものとした場合に改正後の給与条例の規定による給与に係る減額されるべき額が、改正前の給与条例の規定による給与に係る減額されるべき額を超える場合は、改正前の給与条例の規定による給与に係る減額されるべき額に相当する額をもって減額する額とする。

（平成26年改正条例附則第8項若しくは第9項の規定又は平成29年改正条例附則第11項若しくは第12項の規定に

よる給料の特例）

6 平成29年4月1日から施行日の前日までの間において給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則（平成27年奈良市規則第51号。以下「平成27年改正規則」という。）附則第3項第2号又は給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則（平成29年奈良市規則第20号。以下「平成29年改正規則」という。）附則第3項第2号に掲げる場合に該当した職員に対する平成26年改正条例附則第8項若しくは第9項の規定又は平成29年改正条例附則第11項若しくは第12項の規定による給料については、平成27年改正規則附則第3項から第5項までの規定又は平成29年改正規則附則第3項から第5項までの規定にかかわらず、市長の定めるところによる。

7 平成29年4月1日から施行日の前日までの間において、経過措置額支給特定職員について、改正後の給与条例の規定による給料月額から給与条例附則第18項第1号に定める額に相当する額を減じた額と平成26年改正条例附則第7項から第9項までの規定又は平成29年改正条例附則第9項、第11項若しくは第12項の規定による給料の額との合計額が、改正前の給与条例の規定による給料月額から給与条例附則第18項第1号に定める額に相当する額を減じた額と平成26年改正条例附則第7項から第9項までの規定又は平成29年改正条例附則第9項、第11項若しくは第12項の規定による給料の額との合計額に達しないときにおける平成27年改正規則附則第6項の規定又は平成29年改正規則附則第6項の規定の適用については、これらの規定中「切り捨てた」とあるのは、「切り上げた」とする。

8 前項の規定は、経過措置額支給特定職員に対して支給される第4項各号に掲げる給与の額及び経過措置額支給特定職員に対する第10条等減額の額の算定の基礎となる場合における平成26年改正条例附則第7項から第9項までの規定並びに平成29年改正条例附則第9項、第11項及び第12項の規定による給料については、適用しない。

（委任）

9 前6項に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

（平成30年3月30日揭示済）

奈良市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月30日

奈良市長 仲川元庸

#### 奈良市規則第17号

奈良市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則

奈良市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則（昭和43年奈良市規則第2号）の一部を次のように改正する。

別表第1の5級の項を次のように改める。

5級	1  所長補佐の職務 2  室長補佐の職務 3  場長補佐の職務 4  市民サービスセンター所長の職務 5  東寺林連絡所長の職務 6  スポーツ産業支援室長の職務 7  人権文化センター所長の職務 8  こども園副園長、保育園副園長及び幼稚園副園長の職務 9  児童館長の職務 10  保健センター所長の職務 11  衛生浄化センター所長の職務 12  奈良阪処分地管理事務所長の職務 13  消費生活センター長の職務 14  土木管理センター所長の職務 15  消防署長補佐、中隊長及び消防分署長の職務 16  指揮支援隊長の職務 17  史料保存館長の職務 18  西部図書館長及び北部図書館長の職務 19  学校給食センター所長の職務 20  選挙管理委員会事務局次長の職務 21  農業委員会事務局次長の職務
----	---

別表第1の6級の項中

「9 耐震・教育施設整備室長の職務  
10 消防署長の職務  
11 消防副署長の職務  
12 文化財防災官の職務  
13 防災センター所長の職務 を  
14 指揮救助隊長の職務  
15 中央図書館長の職務  
16 学校事務長の職務  
17 農業委員会事務局長の職務 」

「9 消防署長の職務  
10 消防副署長の職務  
11 文化財防災官の職務  
12 防災センター所長の職務 に改め、同表の7級の  
13 指揮救助隊長の職務  
14 中央図書館長の職務  
15 学校事務長の職務  
16 農業委員会事務局長の職務」

項中

「8 相当の経験を有する農業委員会事務局長の職務 を  
9 部長及び理事並びに部次長及び参事の職務 」

「8 選挙管理委員会事務局長の職務  
9 相当の経験を有する農業委員会事務局長の職務 に改め、同表の8級  
10 部長及び理事並びに部次長及び参事の職務 」

の項中

「6 選挙管理委員会事務局長の職務  
7 監査委員事務局長の職務 を  
8 議会事務局次長の職務  
9 部長及び理事の職務 」

「6 監査委員事務局長の職務  
7 議会事務局次長の職務 に改める。  
8 部長及び理事の職務 」

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。  
(平成30年3月30日揭示済)

奈良市臨時職員に関する規則及び奈良市パートタイム職員に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成30年3月30日  
奈良市長 仲 川 元 庸

**奈良市規則第18号**

奈良市臨時職員に関する規則及び奈良市パートタイム職員に関する規則の一部を改正する規則  
(奈良市臨時職員に関する規則の一部改正)

第1条 奈良市臨時職員に関する規則(平成2年奈良市規則第26号)の一部を次のように改正する。

第6条中「昭和32年奈良市条例第21号」の次に「。以下「給与条例」という。」を加える。

第13条第1項中「奈良市一般職の職員の給与に関する条例」を「給与条例」に改める。

第18条第1項中「臨時職員」の次に「(第5号に掲げる場合は、1週間の勤務日が4日以上とされている臨時

職員又は週以外の期間によって勤務日が定められている臨時職員で1年間の勤務日が169日以上であるものであって、一の年度において6月以上の任用期間が見込まれるものに限る。)を加え、同項第1号中「病気休暇 公務上」を「公務上」に、「場合において、治癒するまでの期間とする。ただし、任用期間の満了日を超えるときは、当該満了日までとする。」を「ため療養する必要がある場合 治癒するまでの期間（任用期間の満了日を超えるときは、当該満了日までの期間）」に改め、同項第2号を次のように改める。

(2) 選挙権その他公民としての権利を行使する場合、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき 必要と認められる期間

第18条第1項に次の3号を加える。

(3) 裁判員、証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署へ出頭する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき 必要と認められる期間

(4) 地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等（以下この号において「災害等」という。）により出勤することが著しく困難であると認められる場合 災害等により勤務場所に赴くことが著しく困難であると認められる状態となった日（勤務中若しくは勤務が終了した後その日に当該状態となった場合（当該状態となった後その日に出勤することを要しない場合に限る。）又は勤務時間が定められていない日若しくは全日にわたり勤務しないことにつき任命権者の承認があった日に当該状態となった場合）にあっては、当該状態となった日の翌日）から連続する3日の範囲内の期間

(5) その者の親族（奈良市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則（平成6年奈良市規則第59号）別表第2の付表の親族欄に掲げる親族に限る。）が死亡した場合で、葬儀、服喪その他の親族の死亡に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき 親族に応じ同表の日数欄に掲げる連続する日数（葬儀のため遠隔の地に赴く場合にあっては、往復に要する日数を加えた日数）の範囲内の期間

別表第1の2の表技術職の部中「保健師」を「保健師 助産師」に、「管理栄養士 助産師」を「管理栄養士」に改める。

別表第2交通機関利用の項中「現実」を「給与条例第41条第2項に規定する通勤手当の額を超えない範囲内において、現実」に改める。

（奈良市パートタイム職員に関する規則の一部改正）

第2条 奈良市パートタイム職員に関する規則（平成3年奈良市規則第41号）の一部を次のように改正する。

第9条第1項中「昭和32年奈良市条例第21号」の次に「。以下「給与条例」という。」を加える。

第12条第1項中「パートタイム職員」の次に「（第4

号に掲げる場合は、1週間の勤務日が4日以上とされているパートタイム職員又は週以外の期間によって勤務日が定められているパートタイム職員で1年間の勤務日が169日以上であるものであって、一の年度において6月以上の任用期間が見込まれるものに限る。）を加え、同項第1号中「病気休暇 公務上」を「公務上」に、「場合において、治癒するまでの間とする。ただし、任用期間の満了日を超えるときは、当該満了日までとする。」を「ため療養する必要がある場合 治癒するまでの期間（任用期間の満了日を超えるときは、当該満了日までの期間）」に改め、同項第2号を次のように改める。

(2) 選挙権その他公民としての権利を行使する場合、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき 必要と認められる期間

第12条第1項に次の2号を加える。

(3) 裁判員、証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他官公署へ出頭する場合で、その勤務しないことがやむを得ないと認められるとき 必要と認められる期間

(4) その者の親族（奈良市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則（平成6年奈良市規則第59号）別表第2の付表の親族欄に掲げる親族に限る。）が死亡した場合で、葬儀、服喪その他の親族の死亡に伴い必要と認められる行事等のため勤務しないことが相当であると認められるとき 親族に応じ同表の日数欄に掲げる連続する日数（葬儀のため遠隔の地に赴く場合にあっては、往復に要する日数を加えた日数）の範囲内の期間

別表第1技術職の部中「保健師」を「保健師 助産師」に、「管理栄養士 助産師」を「管理栄養士」に改める。

別表第2交通機関利用の項中「現実」を「給与条例第42条第3項に規定する通勤手当の額を超えない範囲内において、現実」に改める。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

（平成30年3月30日掲示済）

奈良市重度心身障害者老人等医療費助成事業実施規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月30日

奈良市長 仲川元庸

#### 奈良市規則第19号

奈良市重度心身障害者老人等医療費助成事業実施規則の一部を改正する規則

奈良市重度心身障害者老人等医療費助成事業実施規則（平成27年奈良市規則第91号）の一部を次のように改正する。

第2条中「いう。）は、」の次に「市内に住所を有する者であって」を加え、「第50条に規定する」を「の規定による」に改め、「（法第55条第1項又は第2項の規定の適用を受ける者を含む。）」を削り、同条の次に次の1条を加える。

(住所地特例)

第2条の2 前条の規定にかかわらず、県内の他の市町村の区域内に所在する障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第11項に規定する障害者支援施設又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する児童福祉施設（障害児入所施設に限る。以下この条において「障害者支援施設等」という。）に入所したことにより、本市から当該他の市町村の区域内に住所を変更した者で、その者が当該住所の変更をしなかったとしたならば、前条の要件（第2号を除く。）に該当し、同条の規定による医療費の助成を受けることができることとなるものは、同条に規定する市内に住所を有する者とみなす。継続して2以上の障害者支援施設等に入所をしている者の最初に入所した障害者支援施設等への入所前の住所が本市の区域内であった場合についても、同様とする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の奈良市重度心身障害者老人等医療費助成事業実施規則の規定は、この規則の施行の日以後に行われた医療に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

(平成30年3月30日揭示済)

奈良市公報発行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月30日

奈良市長 仲川元庸

#### 奈良市規則第20号

奈良市公報発行規則の一部を改正する規則

奈良市公報発行規則（昭和43年奈良市規則第23号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「1日」の次に「及び16日」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、その日が奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）第1条第1項に規定する市の休日（以下「市の休日」という。）に当たる場合は、市の休日の翌日に発行する。

第3条第2項中「又は付録」を削る。

第4条中「おかれて」を「置かれて」に改め、「毎月15日までに」を削り、「に送付」を「の求めに応じ送付」に改め、「15日までに」を削り、「しがたい」を「し難い」に改める。

第6条中「法務ガバナンス課に」を「、法務ガバナンス課に」に「、その他」を「その他」に改める。

第7条を次のように改める。

第7条 公報は、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で

作られた記録であつて電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）により発行するものとし、当該電磁的記録に記録された情報の内容を電子計算機の映像面に表示する方法により閲覧に供するものとする。

第8条及び第9条を削る。

第10条中「つど」を「都度」に改め、同条を第8条とする。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

(平成30年3月30日揭示済)

奈良市住宅宿泊事業の実施の制限等に関する条例施行規則をここに公布する。

平成30年3月30日

奈良市長 仲川元庸

#### 奈良市規則第21号

奈良市住宅宿泊事業の実施の制限等に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、住宅宿泊事業法（平成29年法律第65号。以下「法」という。）及び奈良市住宅宿泊事業の実施の制限等に関する条例（平成30年奈良市条例第29号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(届出書に添付が必要な書類)

第2条 法第3条第2項の届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 条例第5条の規定による公表を承諾する旨を記載した書面
- (2) 消防長が発する書面であつて、住宅宿泊事業を営もうとする住宅が消防法令に適合していることを認める旨を記載したもの
- (3) その他市長が必要と認める書類

(住宅宿泊管理者から交付される書面の記載事項)

第3条 条例第4条第2項の住宅宿泊管理業務を適切に実施するために必要な体制が整備されていることを確認するために必要な事項として規則で定めるものは、次に掲げる事項とする。

- (1) 届出住宅に係る住宅宿泊管理業務を行う住宅宿泊管理業者の営業所又は事務所の所在地及び電話番号その他の緊急時の連絡先
- (2) 当該営業所又は事務所において住宅宿泊管理業務を実施するための人員その他の体制（前号の住宅宿泊管理業者が住宅宿泊管理業務の再委託を行う場合における再委託先の事業者の人員その他の体制を含む。）の概要
- (3) その他市長が必要と認める事項

(市長が公表する事項)

第4条 条例第5条第4号の規則で定める事項は、住宅宿泊仲介業者又は旅行業法（昭和27年法律第239号）第6

条の4第1項に規定する旅行者が法第2条第8項各号に掲げる行為をするに際して行う広告に記載されている事項のうち市長が必要と認めるものとする。

(住宅宿泊事業の実施の制限に係る要件)

第5条 条例別表制限期間の欄の宿泊に対する需要が増大すると認められる期間として規則で定める期間は、4月1日から5月31日まで及び10月1日から11月30日までとする。

(その他)

第6条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、その都度市長が定める。

附 則

この規則は、平成30年6月15日から施行する。

(平成30年3月30日揭示済)